|  |
| --- |
| **整理番号：** |
| **定期券番号：** |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 港　湾　施　設　使　用　許　可　申　請　書（定　期　券）  　　　年　　　月　　　日  （実際に申請書を記入した日を記入してください。）  土庄町長　様  申請者　住　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  次のとおり港湾施設（駐車場）を定期使用したいので、土庄町港湾管理条例第4条の規定により申請します。  **（必ず注意書きをよく読んで申請してください。）** | | | | |
| 申請の区分 | 新規申請　・　更新申請 | | | |
| 主として定期　　　使用する駐車場 | 土庄港駐車場　　・　　吉ケ浦駐車場 | | | |
| 目　　　　的 | 港湾施設（上記駐車場）を定期使用するため | | | |
| 数　　　　量 | 1区画（1台）分 | | | |
| 使用期間  （いずれかを○で囲んでください。） | 1ヶ月定期券  （3,500円） | 3ヶ月定期券  （10,000円） | 6ヶ月定期券  （20,000円） | 12ヶ月定期券  （40,000円） |
| 定期券使用開始予定日 | 年　　　月　 1 　日 | | | |

（注１）本申請書を自書する（本人が直筆する）場合、押印は省略できます。

（注２）本申請書の提出方法は、直接持参、郵便での郵送のほかにＦＡＸでの提出もできます。また、押印が必要な場合、必要事項を記入のうえ押印し直接持参、郵便での郵送又はＦＡＸで提出してください。

（注３）駐車場利用状況により定期券発行を調整していますので、申請したにもかかわらず定期券を発行することができないことがあります。この場合、本申請書に記入された電話番号宛に速やかに定期券の発行ができない旨のご連絡をいたしますのでご了承いただくとともに、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。

（注４）使用料金は、別に発行する納入通知書により土庄町指定金融機関等で納めてください。

（注５）定期券は、使用料金が納入したことを確認できた日に郵送にて発行します。通常、確認に要する期間は、お客様が納入通知書により土庄町指定金融機関等で納めてから2～3日程度必要となりますので、お客様が納入通知書により土庄町指定金融機関等で納めて即日発行することはできません。週末に土庄町指定金融機関等で納めた場合、使用料金の納入確認が翌週となりますので、さらに納入確認に要する期間が必要となり、定期券発行が遅れますのでご注意ください。

（注６）発行した定期券の使用が開始できる日は、定期券使用開始予定日欄に記入する日となります。定期券を発行するまでに期間を要しますので、定期券使用開始予定日欄に記入する日の10日前までに本申請書を土庄町建設課に提出してください。定期券使用開始予定日直前に申請された場合、定期券使用開始予定日から使用できません。

（注７）例として、主として定期使用する駐車場を土庄港駐車場としていたが、土庄港駐車場が満車で使用できない場合、吉ケ浦駐車場を使用していただきます。（発行した定期券は、両方の駐車場で使用できます。）

（注８）土庄港駐車場及び吉ケ浦駐車場ともに満車で使用できない場合があっても、納めた料金の還付はできません。（土庄町港湾管理条例第12条（使用料等の不還付））

（注９）発行定期券満了期間までに定期券の使用を中止した場合、納めた料金の還付はできません。（土庄町港湾管理条例第12条（使用料等の不還付））

（注10）発行した定期券を紛失した場合、土庄町建設課に直接ご来庁ください。即日再発行いたします。ただし、再発行手数料として500円が別途必要となります。なお、土日、祝祭日の受付、再発行はできません。